

特命随意契約理由書

651

件名	電子契約サービス導入支援
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 委託 、その他（賃借）
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	契約書作成業務におけるクラウド上の電子契約サービスの本格運用に向けて、導入準備を行い、区と契約を行う相手方の利便性向上と業務効率化を図ることを目的とする。
選定理由	<p>電子契約サービスの開始にあたり、東京都と都内の区市町村で共同で設立した「東京電子自治体共同運営協議会」において、電子契約機能の特徴や課題、導入までに必要な準備事項等に関する検討を行ってきた。電子契約サービス提供者の選定は、同協議会において、公募型プロポーザルによって実施され、下記事業者が優先交渉事業者に決定した。電子契約サービスは都内区市町村が同一のシステムを利用することで、契約を行う相手方の利便性向上に寄与することができるため、千代田区も同一事業者のシステムを利用する必要がある。</p> <p>また、令和6年4月からの本格実施に向け、導入支援を受けることにより、円滑に電子契約を開始することができる。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 日本電気株式会社 首都圏支社 所 在 地 東京都港区芝五丁目7番1号 NEC本社ビル</p>
※ 契約年月日	令和 5 年 7 月 3 日
※ 契約金額	990,000 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで
担当課	政策経営部契約課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	街頭ビジョンにおける食中毒予防映像の放映事業
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他（ ）
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	食品衛生月間および歳末監視事業の普及啓発事業として、街頭ビジョンで食中毒予防のための情報提供を行う。
選定理由	<p>有楽町に設置されている街頭ビジョンは、ビックカメラのみである。もう1か所は、価格や訴求効果を考慮した結果、秋葉原駅付近のビックカメラに設置されている街頭ビジョンが適切であると判断した。</p> <p>これら街頭ビジョンについては、放映内容や日程の調整並びに価格決定をすべて指定の代理店1社が行っている。この代理店に見積もりを依頼したところ、同社ホームページで公表されている金額に比してはるかに低い価格を提示された。この価格は、同社が他社に提供するより低い価格であり、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約できると認められる。</p> <p>以上の理由により、指定代理店である下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社ビスメディア</p> <p>住所 千葉県千葉市中央区中央3丁目8-8 中央C1B6階</p>
※ 契約年月日	令和 5年 7 月 10 日
※ 契約金額	1,320,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和5年12月28日まで
担当課	保健福祉部 生活衛生課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第7号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

671

件名	資源化業務に係る古紙・びん・缶等の売却（8月分）
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u> （売却）
工事場所 （工事案件のみ）	
概要	区内で回収された資源物を売却できるよう処理をした後、再生資源として資源化ルートに乗せるものである。
選定理由	（1）資源回収・資源化業務の受託業者であり、同一業者が本業務を実施することにより、効率的に資源化ルートに乗せることができる。 （2）清掃事業が東京都から千代田区に移管される平成12年度以前から資源回収をしているという実績もあり、平成12年3月27日には「長年にわたり培ったお互いのパートナーシップに基づき、今後ともごみ減量・リサイクル事業推進について、必要に応じ協議するものとする」とした協定書を交わしている。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 千代田区リサイクル事業協同組合 住 所 東京都千代田区飯田橋2-12-1
※契約年月日	令和5年7月10日
※契約金額	2,159,350 円（消費税を含む）※支出限度額（単価契約）
契約期間	令和5年8月1日から令和5年8月31日まで
担 当 課	千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

685

特命随意契約理由書

件名	「千代田区安心生活見守り台帳」登録票一斉更新に伴う業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品、 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	3年ごとに実施する千代田区安心生活見守り台帳の一斉更新において、高齢者相談・支援システムの情報を活用し、対象者に送付する登録票の出力を行う。また、個別避難計画作成対象者用の見守り台帳帳票ファイルを一括発行できるようシステム改修を行う。
選定理由	「千代田区安心生活見守り台帳」は高齢者相談・支援システムで管理されている。今回の一斉更新にあたり、当該システムの改修を行うため、本システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできない改造、改良、保守、点検及び登録票出力等を実施するものである。 以上の理由により、本システムの開発者である下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名：株式会社 電算 所在地：長野県長野市鶴賀七瀬中町 276-6
※ 契約年月日	令和 5 年 7 月 7 日
※ 契約金額	2,154,680 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和5年10月30日
担当課	保健福祉部 在宅支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

680

件名	西神田仮排水機所電気設備取替工事（第505号）
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	千代田区西神田三丁目5番先
概要	本工事は、西神田仮排水機所を良好に維持するために行うものである。
選定理由	<p>本工事は、西神田仮排水機所に設置されている電気設備等に不具合や劣化が確認されたため、これを修復し施設の維持補修を図るものである。</p> <p>電気設備の中には10年以降で劣化が始まる部品もあり施設の使用開始から38年使用している状況である。設備部品の劣化が始まる時期から28年が経過し、相間短絡や発火の恐れもある。</p> <p>西神田仮排水機所の電気設備を制作・施工した富士電機株式会社から水環境事業の技術と知識を継承しているのがメタウォーター株式会社である。</p> <p>当該施設の補修に当たっては製造設置会社固有の技術と高度の知識が必要とされ機能・構造を熟知した下記業者が本工事を遂行できる唯一の業者であると判断されるので契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 メタウォーター株式会社 営業本部 東京営業部</p> <p>住所 東京都千代田区神田須田町1-25 JR神田万世橋ビル</p>
※ 契約年月日	令和 5 年 7 月 14 日
※ 契約金額	11,624,800 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで
担当課	環境まちづくり部 道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	至大荘行事にかかるスタッフへの食事・宿泊場所の提供に係る業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	九段中等教育学校第4学年を対象として実施する至大荘行事について、従事する医師や看護師等スタッフへ食事、宿泊場所を提供する。
選定理由	九段中等教育学校の至大荘行事は、下記団体の管理施設である、「至大荘」にて実施している。 生徒及び教員も「至大荘」で食事をし、宿泊するため、緊急時対応等の行事運営を考慮した場合、スタッフも同じ施設を利用する必要がある。 以上の理由により、下記団体を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：公益社団法人 九段 住所：東京都稲城市矢野口 3750-11
※ 契約年月日	令和 5 年 7 月 5 日
※ 契約金額	968,727 円 (消費税を含む) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	契約締結日の翌日から令和5年8月6日まで
担当課	九段中等教育学校 経営企画室
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	番町さくら館職務住宅 空室改修業務 (単価契約外)
種類	工事: 土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品: 物品・ 委託 その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	番町さくら館職務住宅空室改修にあたり、令和5年4月1日付契約の「番町さくら館職務住宅空き室改修業務」(以下「現契約」という。)の単価表に定めのない要改修箇所が見つかったため、これを改修する。
選定理由	今年3月末で退去した職務住宅は、新たに貸与するため、空室改修業務は、入札により下記事業者に受託することが決定している。契約締結後、下記事業者と現地調査を実施した結果、原契約の単価表にない部分の損耗についても、改修する必要があることが判明した。一方、仕様書の単価表に記載された改修業務は、下記事業者が実施するため、業務分担上、単価表以外の部分について改修業務ができる事業者は、下記事業者のみである。 以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称: 株式会社久保井商店 住所: 東京都中央区日本橋掘留町一丁目1番9号
※ 契約年月日	令和5年7月3日
※ 契約金額	7,905,780 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで
担当課	高齢介護課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

698

件名	区営・区民住宅等建築設備点検業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	建築基準法に基づく建築設備点検
選定理由	本業務は、「区営・区民住宅等管理業務」契約（令和5年4月1日契約 契約番号第415号）にて管理を委託している建物について、対象建物の設備に精通している下記業者が、建物保守管理業務と一体のものとして、建築基準法第12条第4項、同施行規則第6条の2及び平成20年国土交通省告示第285号による建築設備の定期点検を実施するものである。
契約の相手方	名 称 株式会社 NAOX 千代田支店 支店長 長堀 潤 住 所 千代田区神田錦町3-2-2三基ビル
※ 契約年月日	令和 5 年 7 月 11 日
※ 契約金額	1,342,000 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和5年10月31日まで
担当課	環境まちづくり部住宅課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

665

件名	街路樹健全度及び移植適正度診断業務（第322号）
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	本業務は、清洲橋通り（靖国通り以南）における歩道拡幅整備において、現状の街路樹の健全性及び移植適正を診断し、植栽整備の検討に活用するものである。
選定理由	<p>本業務を実施するためには、下記の条件を満たす必要がある。</p> <p>① 平成29年度～令和2年度に実施した「街路樹外観診断・精密診断業務」や、令和3年度～令和4年度に実施した「街路樹フォローアップ診断・機器診断業務」と同様の判定で診断業務が行えること。</p> <p>② 対象となる街路樹は、様々な樹種があり、その診断を行うためには、専門的な知識を有する樹木医によって樹勢を慎重に判定できること。 また、都心部という特異的な環境で生育している街路樹のため、より専門的な知識を有する樹木医による診断ができること。</p> <p>③ 東京都が発行した街路樹診断マニュアルの作成・改訂業務を行い、街路樹に特化した公共的視点から、数多くの樹木の診断業務が行えること。</p> <p>契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、すべてを満たすものが1者に特定される。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称：一般社団法人 街路樹診断協会</p> <p>住所：東京都港区高輪三丁目4番1号</p>
※ 契約年月日	令和5年7月5日
※ 契約金額	587,400 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から 令和5年10月31日
担当課	環境まちづくり部 道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

688

件名	出退表示システム更新業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	出退表示システムのサーバおよび各所表示器の老朽化に伴い、修繕維持が困難になってきたため、機器の更新を行う。
選定理由	<p>下記業者は、出退表示システム・サーバーを設計・開発した事業者であり、その後の運用保守も PFI 事業の中で行ってきた。</p> <p>サーバに接続する出退表示器や出退管理用ボタンは既存の機器を利用するため、既存機器の状況を熟知したうえで連携を図る必要がある。また、当該サーバは建物側の中央監視システムと情報連携する必要がある。中央監視システムは清水建設株式会社製である。下記事業者以外の者に履行させた場合、連携や運用管理に著しく支障がある。</p> <p>以上の理由により下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>所在地：東京都中央区京橋二丁目16番1号</p> <p>名称：清水建設株式会社エンジニアリング事業本部</p>
※ 契約年月日	令和 5 年 7 月 20 日
※ 契約金額	20,680,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和5年11月30日まで
担当課	政策経営部 施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	生成 AI の利用
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	生成 AI は、区民サービスの向上及び職員の業務負担軽減に大きく寄与する可能性がある一方で、正確性や著作権侵害など、生成された内容の使い方に注意を要するとともに、質問した内容が学習データとして収集され、拡散することにより、個人情報への侵害や非公開情報の漏洩などの恐れがある。今後の活用について検討し、活用の方向性を判断するとともに、注意事項等をまとめたガイドラインを策定するため、対話型 AI チャットサービスを利用したトライアルを実施する。
選定理由	<p>生成 AI については、次年度予算に向けても迅速に活用方針等を検討する必要がある。</p> <p>下記の業者が提供するものは、OpenAI 社が提供する gpt4.0turbo の API を利用した対話型 AI チャットサービスであり、加えて、文章生成だけでなく、要約や画像生成機能、区独自情報の追加学習機能など、様々な機能を付加できることから、区が生成 AI の活用について検討するにあたり、多角度から検証を行うことが可能である。さらに、入力情報が生成 AI の学習に利用されないとともに、追加学習データは ISMAP 認証クラウドで管理されるなど、情報セキュリティ環境が構築されていることも確認している。</p> <p>また、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」又は国際規格 ISO/IEC 27001 の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 適合性評価制度」認証を取得していることや、区が求める条件を満たす環境を迅速かつ適切に構築することができることを確認できた下記の業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社西海クリエイティブカンパニー</p> <p>所在地 長崎県西海市西彼町喰場郷 1686-3</p>
※ 契約年月日	令和 5 年 7 月 14 日
※ 契約金額	1,800,000 円 (消費税を含む)

特命随意契約理由書

件名	防災ラジオの購入
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：(物品)・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	災害時等における避難に特に配慮が必要な方々への情報伝達手段を確保することを目的として防災ラジオを購入し、避難行動要支援者名簿登録世帯へ配布を行う。
選定理由	本件の防災ラジオは、現在導入している防災行政無線戸別受信機及び防災ラジオの送受信システムと密接不可分の関係にあり、同一機器を使用することで、一体運用及び故障発生時の迅速な対応が可能となる。加えて、本件の防災ラジオは、通常のラジオと異なり、総務大臣より免許を受けた唯一の免許人である下記事業者のみが販売を行っていることから、下記業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名称 東京テレメッセージ株式会社 住所 港区西新橋2-35-2
※ 契約年月日	令和 5 年 7 月 3 日
※ 契約金額	1,501,500 円 (消費税を含む)
納入期限	令和5年11月30日まで
担当課	政策経営部 災害対策・危機管理課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

739

件名	PU-2低層階雑用水加圧給水ポンプ修繕
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	PU-2低層階雑用水加圧給水ポンプの部品交換により修繕する。
選定理由	<p>下記業者は、今年度の九段第3合同庁舎・千代田区役所における建物設備維持管理を行っている受託業者であり、今回ポンプを部品交換する雑用水加圧ポンプの点検を行っている。</p> <p>実際に作業を行ううえで、同一の業者にて実施することが作業の短縮につながり、施設の安全管理上望ましいことであることから、下記業者を契約の相手方とする。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社シミズ・ビルライフケア</p> <p>住所 東京都中央区京橋2-10-2 め利彦ビル南館</p>
※ 契約年月日	令和 5 年 7 月 28 日
※ 契約金額	581,900 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで
担当課	施設経営課
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

723

件名	有料ごみ処理券の印刷（新券初期配送分）
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：(物品)・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	令和5年10月1日からの一般廃棄物処理手数料改定に伴い、利用者の利便性を図るため、令和5年10月1日からの販売に必要な新券を印刷し有料ごみ処理券取扱店に配送する。
選定理由	この有料シール作成にあたっては、印刷経費の低減を図るために23区がそのスケールメリットを生かし、契約相手方を1社とする手法が有効として従前から導入している。 このため、23区の清掃事業移管準備担当課で組織していた清掃部会において業者の選定を行い、その上部組織として、清掃事業移管準備担当部長を構成員とする清掃移管実施委員会（以下「委員会」という。）において了承され、業者選定を行ったものである。 下記事業者はこの委員会で選定されたものであるため契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 凸版印刷株式会社 情報コミュニケーション事業本部 住 所 東京都文京区水道1-3-3
※ 契約年月日	令和 5 年 7 月 26 日
※ 契約金額	4,170,988 円（消費税を含む）
納入期限	契約締結日の翌日から令和5年9月30日
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	保田臨海学校運営補助業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	保田臨海学校において、参加児童が安全に遊泳を行うための事業の運営補助を行う。
選定理由	保田臨海学校の実施にあたり、サンセットブリーズ保田と宿舍施設借り上げの契約を締結している。実施期間中の設営、撤去及びその他臨海学校運営中に必要な安全確保について区が独自に委託を行うと、別途宿泊場所を確保することや運営に不都合が生じるため、施設である下記業者を契約の相手方とする。
契約の相手方	所在地：千葉県安房郡鋸南町大六1032 名称：株式会社 R. project
※ 契約年月日	令和 5 年 7 月 5 日
※ 契約金額	788,800 円 (消費税を含む)
契約期間	※ 契約締結日の翌日 契約のため、契約金額は支出限度額 契約締結日の翌日 ~ 令和5年7月31日
担当課	学務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

特命随意契約理由書

813

件名	第18回ちよだ文学賞選考等業務
種類	工事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品:物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	ちよだ文学賞の実施にあたって、文学に対する豊かな知識と客観性をもって、応募作品の中からちよだ文学賞にふさわしい作品を選考するとともに、最終選考会に出席する。
選定理由	角田光代氏は、第11回ちよだ文学賞の選考から選考委員に就任している。 下記事務所は、角田光代氏専属の個人事務所であり、氏の作家活動の管理を行っているため、当該事務所を契約の相手とする。
契約の相手方	名称 有限会社 角田光代事務所 住所 杉並区上荻 3-15-17
※ 契約年月日	令和 5 年 7 月 21 日
※ 契約金額	500,000 円(消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和5年8月25日
担当課	文化振興課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

686

件名	千代田区敬老会送迎バスの運行業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品(委託) その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	千代田区敬老会参加者の輸送手段の確保を以て、事業の円滑な運営を図る。敬老会は75歳以上の千代田区民を対象としているため、参加者の中には歩行不安を抱え、公共交通機関の利用では会場まで向かうことのできない方も含まれる。 これに伴い、高齢者の安全・安心かつ円滑な移動手段の確保のため、地域福祉交通“風ぐるま”と連携を図りながら、大型バスを用いて、区内各所から敬老会開催会場までの送迎を行う。
選 定 理 由	本件業務内容は参加者の敬老会会場への移動手段として大型バスを利用するが、送迎時の乗降をするにあたって、地域福祉交通“風ぐるま”の停留所を一部利用する。停留所の使用や、送迎バス及び風ぐるまの運行ダイヤの調整など運行事業者との密な連携が必要となる。下記事業者は、風ぐるまの運行事業者であり、敬老会の会場の変更による初めてのルートでスケジュールが流動的な中、迅速な対応と安定した業務を遂行が可能である。 以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 日立自動車交通株式会社 住 所 東京都足立区綾瀬6丁目11番22号
※ 契約年月日	令和 5 年 7 月 11 日
※ 契約金額	1,144,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和5年9月26日まで
担 当 課	保健福祉部福祉総務課福祉総務係
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

795

件名	旧箱根千代田荘に係る建物調査業務
種類	工 事 ：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品 ：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	<p>平成 29 年度に旧箱根千代田荘の建物調査を実施したが、前回調査から 5 年が経過しており、施設の劣化が進んでいる事が想定される。また、昨今の建築コストの高騰等の影響により、再調達価格の上昇が想定される。現況下において建物調査を再度実施し、最新の劣化状況及び再調達価格等を把握する事で旧箱根千代田荘の利活用検討における検討要素とする。</p>
選定理由	<p>下記事業者は、平成 29 年度に「軽井沢少年自然の家・旧箱根千代田荘利活用方法の検討に係る調査業務」を受託した事業者から、調査業務の一部として旧箱根千代田荘の劣化状況調査を再委託された事業者である。前回の調査内容を最新化して比較する事で現況下における劣化状況及び再調達価格等を把握するため、前回の調査を実施しその内容を十分に理解している下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 東京海上ディーアール株式会社 住 所 東京都千代田区大手町 1-5-1 大手町ファーストスクエア ウエストタワー23F
※ 契約年月日	令和 5 年 7 月 19 日
※ 契約金額	715,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和 5 年 11 月 30 日限り
担当課	地域振興部コミュニティ総務課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	シンガポール海外研修旅行実施業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	本校第5学年のシンガポール海外研修旅行実施に伴い、研修旅行に必要な業務を行う。
選定理由	1.プロポーザル年度 令和元年度 (令和元年11月19日付31千中等シ第399号) 2.該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項8条4項 3.継続年数 3年 実施回数2回目(令和4年度に国内旅行に変更して実施済み。) プロポーザル方式により選定した下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：株式会社エイチ・アイ・エス 所在地：東京都港区虎ノ門4-1-1
※ 契約年月日	令和 5 年 7 月 21 日
※ 契約金額	2,194,047 円(消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和6年1月31日まで
担当課	九段中等教育学校経営企画室
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	特別展の展示設営及び製作ならびに運営に関する業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	令和5年度特別展（関東大震災100年「首都東京の復興ものがたり—未来へ繋ぐ100年の記憶—」）における展示会場の設営、広報物の制作及び発送を行う。
選定理由	<p>本展覧会の開催にあたっては、千代田区立日比谷図書文化館（指定管理を受託している下記業者。）と協定書を締結し、日比谷図書文化館の協力で開催することとなっている。</p> <p>展示設営及び広報物の制作など設営や運営にかかわる本業務は、千代田区立日比谷図書館の役割であり、日頃から当館の会場を使っている下記業者は、施設の環境や構造などを把握しており、本業務を遂行するのに適した業者であり、他の業者の履行は不可能である。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手先として指名する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社小学館集英社プロダクション</p> <p>住 所 東京都千代田区神田神保町二丁目 30 番地</p>
※ 契約年月日	令和 5 年 7 月 24 日
※ 契約金額	19,798,240 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和5年12月28日まで
担当課	地域振興部文化振興課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

895

件名	全庁LAN無線化システム拡張業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	令和5年度に全庁LANの無線を拡張する拠点において、全庁LANネットワークの新規配線敷設および既存配線の拡張、またネットワークの無線LAN化に必要な設計および構築を行う。
選定理由	<p>当該システムは、現在全庁LANのネットワークシステムとして稼働しているサーバ、島ハブ等の機器類の設定変更を含む作業となり、既存の全庁LANネットワークシステムと密接不可分なものである。そのため、既存システムの開発・運用事業者以外の者にシステムの増設・改修等を履行させると既存の全庁LANの運用に著しく支障が生じる恐れがある。</p> <p>また、下記事業者は、当該システム導入時の構築を実施した事業者である。</p> <p>以上の理由により、既存システムの開発・運用事業者である下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称：東日本電信電話株式会社 東京事業部</p> <p>所在地：東京都港区西新橋三丁目22番8号</p>
※ 契約年月日	令和 5 年 7 月 21 日
※ 契約金額	44,000,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日～令和6年3月31日
担当課	政策経営部情報システム課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。